

個人情報等の取扱いに関する特記仕様書

1 定義

(1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項(仙台市議会における業務を委託する場合にあっては、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例第 2 条第 1 項) に規定する個人情報をいう。

(2) 死者情報

死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(3) 個人情報等

個人情報及び死者情報を総称していう。

2 個人情報等の適正な取扱い

(1) 個人情報等の取扱い

この契約において、「個人情報等の取扱い」とは、個人情報等に関する収集、記入、編集、加工、修正、更新、検索、入力、蓄積、変換、合算、分析、複写、複製、保管、保存、搬送、伝達、出力、消去、廃棄等の一切の行為をいう。

(2) 個人情報等の適正な取扱いに関する規定の遵守

受注者は、この契約の履行に伴う個人情報等の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律又は仙台市議会の個人情報の保護に関する条例及び仙台市死者情報保護事務取扱要綱の趣旨に則り、業務委託契約書に規定する個人情報等の保護に関する事項を遵守しなければならない。

(3) 個人情報等の取扱いについての再委託の禁止

受注者は、この契約の履行に伴う個人情報等の取扱いについて、再委託をしてはならない。ただし、特別な事情があると発注者が認めた場合はこの限りではない。

3 個人情報等の取扱いに係る体制

(1) 管理監督者

管理監督者とは、個人情報等保護責任者及び、作業責任者をいう。受注者は、個人情報の管理監督者を定めなければならない。

(2) 作業従事者

受注者は、個人情報等の取扱いに係る作業従事者について名簿を作成する等によりあらかじめ特定しなければならない。

5 個人情報等の受渡し、搬送

(1) 個人情報等の受渡し

受注者は、個人情報の受渡しを行う場合には、取扱いに十分留意し、紛失、盗難その他の事故が生じないように適切に管理するものとする。

(2) 個人情報等の搬送

受注者は、個人情報を搬送する場合には、漏えい、紛失、毀損等を防止するため、適切な梱包等の措置を講じるとともに、責任をもって確実に搬送するものとする。

(3) 記録

受注者は、個人情報等の受渡し又は搬送を行った場合には、その日時、内容及び担当者等の必要な事項を記録し、発注者から求めがあった場合には提出するものとする。

(4) 事故時の対応

受注者は、個人情報の受渡し又は搬送に関して事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、速やかに発注者に報告し、必要な措置を講じるものとする。

6 個人情報等の管理

(1) 管理方法

受注者は、個人情報を保管する場合には、紛失、盗難その他の事故を防止するため、施錠可能な場所に保管する等、適切な管理措置を講じるものとする。

(2) 複写制限

受注者は、個人情報の複写又は複製については、業務の遂行に必要な範囲に限るものとし、不必要な複写又は複製を行ってはならない。

(3) 廃棄方法

受注者は、不要となった個人情報については、漏えい等を防止するため、復元不可能な方法（シュレッダー処理等）により適切に廃棄するものとする。

7 立会い、実地調査等

(1) 作業への立会い

- ① 受注者は、この契約の履行に係る個人情報等の取扱いの作業について、発注者が立会いを求める場合は、これを拒否してはならない。

(2) 個人情報等の取扱いに関する調査

- ① 発注者は、この契約の履行に係る個人情報等の取扱いの状況について、受注者の作業場所その他の施設について、定期又は不定期に調査を行うことができる。
この契約が終了し、又は解除された場合においては、この契約の履行に係る個人情報等の取扱いに関する事項に限り、受注者に対して調査を行うことができる。
- ② 受注者は、①の調査を拒否してはならない。
ただし、受注者自身の情報保護措置に支障をきたす等の正当な理由がある場合は、その理由を明示するとともに、この契約の履行に係る個人情報等の取扱いが適正であることを証明したときに限り、発注者の調査を拒否できる。

(3) 個人情報等の取扱いに関する改善指導

- ① 発注者は、(2)に規定する調査により、受注者の個人情報等の取扱いに不適切な点を認めるときは、受注者に対して、必要な是正措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 受注者は、発注者による是正措置の請求に対して、速やかに対応しなければならない。